

2017年5月18日

派遣勤務者 各位

株式会社ソフトウェアサービス 総務部

改正派遣法に基づくマージン率等のお知らせ

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣先から受取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額（マージン率）、教育訓練に関する事項等の明示が義務化されましたので、以下のとおりお知らせします。

記

1. マージン率

33.3%

マージン率 = (派遣料金平均額 - 派遣労働者賃金平均額) ÷ 派遣料金平均額

2. 派遣料金の平均

30,115 円 (1日8時間換算)

3. 派遣社員の平均賃金

20,075 円 (1日8時間換算)

4. 派遣労働者数

61人/1日平均

5. 派遣先社数

11社

6. 教育訓練に関する事項

技術研修 (データベース、ネットワーク、セキュリティ)

階層別研修 (リーダーシップ、プロジェクトマネジメント、幹部研修)

以上